ペンギンスキークラブ規約

第一章 総 則

（名称）

第一条 本スキークラブは、ペンギン SC と称する。

1. 本スキークラブの本部は、広島県内に置く。
2. 本スキークラブの代表者は会長がその任に就くものとする。

第二章 目的及び事業

（目的）

第二条 本スキークラブは、スキーの普及と会員個々の技術の向上を目指し、並びに会員相互の親睦をはかり生涯スポーツとしてのスキーを楽しむことを目的とする。

（事業）

第三条 本スキークラブは、第二条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. スキー講習会、研修会 （雪上、机上）
2. バッジテスト検定会
3. ポール大会
4. スキーツアー
5. 親睦会
6. オフトレーニング

第三章 役 員

（役員）

第四条 本スキークラブは次の役員を置く。

会長1名、理事長1名、理事若干名、事務局1名

（役員選任及び任務）

第五条 会長は第一条2項の者が務めるものとする。

1. 他の役員は、総会で選任し会長の承諾を得て総会で承認する。
2. 総会で選任、承認された役員は理事となり理事会を結成、理事会において理事長を選任、会長の承諾を得るものとする。
3. 事務局も本条2項と同様とする。
4. 役員は第二条の目的の為、会長を補佐し本スキークラブの活性化に努める。

（会長の職務）

第六条 会長は第二条の目的の為、全ての事業を統括し、本スキークラブの活動に対して全ての責任を負うものとする。

（理事長、理事の職務）

第七条 理事長は理事会を統括し、第三条の事業を企画立案し実行する。

1. 理事長、理事は第二条の目的の為、会員に対して平等に責任をおうものとする。
2. 理事は理事長を補佐し本スキークラブの事業が円滑に行われるよう努力し、相互に協力しあうものとする。

（事務局の職務）

第八条 事務局は次の職務を行う。

1. 総会、理事会の議事録の作成と会員への配布。
2. 本スキークラブの会計業務。
3. 広島県スキー連盟への登録・申請業務一式。
4. 会員への事務連絡一式。
5. その他、会長・理事長・理事会からの依頼事項。

第九条 会長・理事長は第八条の事務局の職務が円滑に処理できるよう、事務局から依頼があれば速やかに業務に協力する。

1. 事務局は職務遂行の為、会長若しくは理事長の承諾の上、会員に業務を依頼することが出きる。

（役員の任期）

第十条 本スキークラブの役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 補欠または増員により選任された役員の任期は、現任者の在任期間とする。
2. 役員は、その任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第四章 会 員

（会員の任務）

第十一条 会員は、本スキークラブの一員としての自覚と誇りを持って、義務を果たし本スキークラブの発展に努めなけれいけない。

（会員の義務）

第十二条 会員は次の義務を負うものとする。

1. 会員の任務を遂行する為、本スキークラブが行う事業には優先的に参加しなくてはいけない。
2. 会員は事務局からの連絡については速やかに回答する義務を負うものとする。
3. 会員は決められた期限内に年会費を納めなければいけない。
4. 会員は理由のいかんに関わらず2期にわたって、会費を納期期日までに入金されない場合は、会員資格を失うものとする。但し、理事会の特別許可ある場合はこの限りでない。

第五章 退 会

第十三条 会員は退会したいときは、年度中7月末までに理事会へその旨申し出るものとする。8月以降の退会の場合は当年度会費を納めなければならない。

1. 会員が著しく本スキークラブの名誉を傷付けた場合、理事会に於いてその会員の退会を決議する事が出来る。
2. 第十二条4項に該当する者は、理事会に於いてその会員の退会を決議する事が出来る。

第六章 入 会

第十四条 本スキークラブの目的に賛同し、入会しようとする者は、申込書に必要事項を記入の上、入会金を添え紹介者と

ともに理事会に申し出るものとする。

（理事会承認の上 mail での入会申し込みも可）

1. 入会の申し出があった時、理事会は速やかに許諾の判断をし紹介者に伝える。
2. 会員は、その家族を家族会員及びジュニア会員として入会を申し出る事ができる。

第七章　入会金及び年会費

第十五条　本スキークラブの入会金・年会費はつぎの通りとする。

1. 会員

 イ. 入会金　4，000円

 ロ. 年会費　3、000円（SAJ登録料は別途徴収）

 （ただし理事会にて承認された SAJ 未登録会員、会員年数 5 年経過かつ 60 歳以上の会員は年会費無料）

2. 家族会員

 イ. 入会金　無料

 ロ. 年会費　1，000円（SAJ登録者は別途登録料が必要）

3. ジュニア会員

 イ. 入会金　無料

 ロ. 年会費　無料（SAJ登録者は別途登録料が必要）

4. SAJ登録は、会員の意思で決めるので会員は登録の有無を事務局へ届け出る事とする。

第十六条　年会費の納期は当該年度8月末までに納めるものとする。

第十七条　第十五条については理事会において変更する事が出来る。

第八章　年度及び決算報告

第十八条　本スキークラブの年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第十九条　事務局は、毎年7月31日をもって収支の決算書を作成し、理事会の審査を受け、会員に報告しなければならない。

第九章　総　会

第二十条　本スキークラブは毎年、年2回会員総会を行うものとする。

1. 会員総会は出席者の過半数をもって成立するものとする。
2. 本スキークラブは、会員総会を最終の議決機関とする。

付　則

この規約は，平成22年11月14日より施行する。

この規約は，平成25年11月2日より施行する。

この規約は，平成27年11月14日より施行する。

この規約は，令和 4 年11月12 日より施行する。

この規約は，令和 8 年11月 7 日より施行する。